

里山林活性化をめざす 新たな活動へ

森林・山村多面的機能発揮対策交付金は、
森林の多面的機能発揮とともに、関係人口の創出を通じ、
山村地域のコミュニティの維持・活性化をはかるため、
地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する
森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援する制度です。

森林・山村多面的機能発揮対策交付金 令和 6 年度 報告書

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

里山林活性化をめざす 新たな活動へ

森林・山村多面的機能発揮対策交付金
令和6年度 報告書

contents

令和7年度の交付金制度について

森林・山村多面的機能発揮対策の概要	3
-------------------	---

令和6年度活動事例報告

#1 還る森活動組織（豊浦町）	7
#2 壮瞥さとやま林業（壮瞥町）	8

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

令和6年度の主な活動報告	10
地域協議会の概要	11

資料

令和6年度 活動組織一覧	12
--------------	----



令和7年度の交付金制度について

令和7年度

「里山林活性化による多面的機能発揮対策」の概要

北海道水産林務部森林海洋環境局 森林海洋環境課 主査 井内 聖

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会 事務局 山本 孝司、椿谷 信雄

【はじめに】

令和7年度から

事業名・事業内容が変わります

令和6年度までは森林・山村多面的機能発揮対策という事業名でしたが、令和7年度からは「里山林活性化による多面的機能発揮対策」事業として実施されます。本日は令和6年度から7年度の制度の移行にかかる 変更点を踏まえつつ、事業の概要について説明します。

注意事項 本日の説明は1月9・10日の林野庁の説明資料から作成。今後、内容が変更となる場合があります。

【主な変更点について】

事業名は「里山林活性化による多面的機能発揮対策」です。予算規模については約9億5000万と、令和6年度より増額となっています。

活動組織については新たに「山村活かし隊」という呼称を

導入しますが、これまでの活動組織という呼称も引き続き使用していきます。

事業の目的は、林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織「山村活かし隊」の確保・育成です。他の仕事でも収入を得ながら、アイデアや技術を活かして、地域の森林資源から収入を得て生計を立てる、「半林半X」も含めた活動の実践を支援します。

【令和7年度からの制度の概要について】

支援の対象となる取り組み「メインメニュー」については再編・新規設定され、単価も変更になっています。「メインメニュー」は2種類ありますので、行いたい活動に対応するメニューを選んでください。活動計画においてメインメニューの実施が必須です。それに加え、活動の内容に応じて、追加メニューを選択することになります。(図1参照)

【図1】 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策

【令和7年度予算概算決定額 951,082(851,082)千円】

〈対策のポイント〉

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能や山村集落の維持・活性化を図るため、**里山林の整備・活用に取り組む組織(山村活かし隊)の確保・育成、「半林半X」*も含めた活動の実践を支援**します。

※「半林半X」とは、ほかの仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

〈事業目標〉

登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合(70%[令和11年度])

〈事業の内容〉

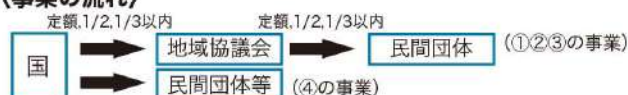
里山林活性化による多面的機能発揮対策 951,082千円

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ①里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ②集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④山村活かし隊の活動成果の評価検証等

を実施します。

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

確保

育成

実践

里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

里山林の整備・活用の実践に取り組むたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習会等の実施

里山活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

地域活動型

地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援
最大12.0万円/ha



複業実践型

半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援
最大19.1万円/ha



上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援アドバイザーの派遣等による活動サポート

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

【メインメニュー①】

地域活動型で森林資源活用を行う

地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援です。採択要件としては資源活用の取り組みを行うことが必須要件となっています。素材としての利用を原則としつつ、森林リクリエーションや森林環境教育、各種イベントなどの空間利用も対象になっています。また、展望台やビューポイントがあったり、景観として利用されていることが地域において認められている場合も「資源活用」として認められます。交付単価は1ヘクタールあたり初年度12万円、2年目11万6千円、3年目は11万2千円です。

【メインメニュー②】

複業実践型、半林半X等により本格的に森林資源を活用する

複業実践型は今回新規で設けられたものです。対象の活動は「地域活動型」で対象となる活動に加えて、伐採木・間伐木の伐採・運搬処理などが挙げられます。法人格の保有など、別途採択要件があります。

交付単価は1ヘクタールあたり初年度19万1千円、2年目17万6千円、3年目16万2千円です。

法人格について

申請の時点で法人格取得予定団体も申請はできるが、法務局に届出る書類の添付を義務付ける。事業着手する段階で確実に法人格を取得している状況でなければならない。

活動に、日数70日以上や間伐量の要件などもあるので、これを満たさなかった場合には返還もありうる。

【追加メニュー（旧サイドメニュー）】

令和7年度から、これまでのサイドメニューが「追加メニュー」に変更となります。同一年度・同一箇所メインメニューと組み合わせて実施します。メインメニューを実施しないで、追加メニューのみを実施することはできません。

●森林機能強化タイプ

歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、これらの実施前後に必要な森林調査・見回りが対象となります。今回の改正からメインメニュー対象地内での実施が可能となりました。交付単価は1mあたり800円です。

●関係人口創出・維持タイプ

地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受け入れのための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り・傷害保険等が対象です。これまでは年1回以上1回につき10名以上の地域外関係者の参加が採択要件でしたが、令和7年度からは10名以上（年1回以上、1回につき10名以上または年2回以上、1回につき5名以上）地域外関係者の参加という要件に変更となります。交付単価は年間最大5万円です。

※地域外関係者とは市町村の区域以外に居住する者

●資機材の購入・設置

メインメニュー又は森林機能強化タイプ、関係人口創出・維持タイプの実施に必要な資機材の購入や設置に対する支援です。刈払機やチェーンソーなどは必要額の2分の1以内、林内作業車や薪割り機などは必要額の3分の1以内を上限に交付されます。

※PCなど汎用性のある物品は対象外

資機材整備・施設設置の留意点

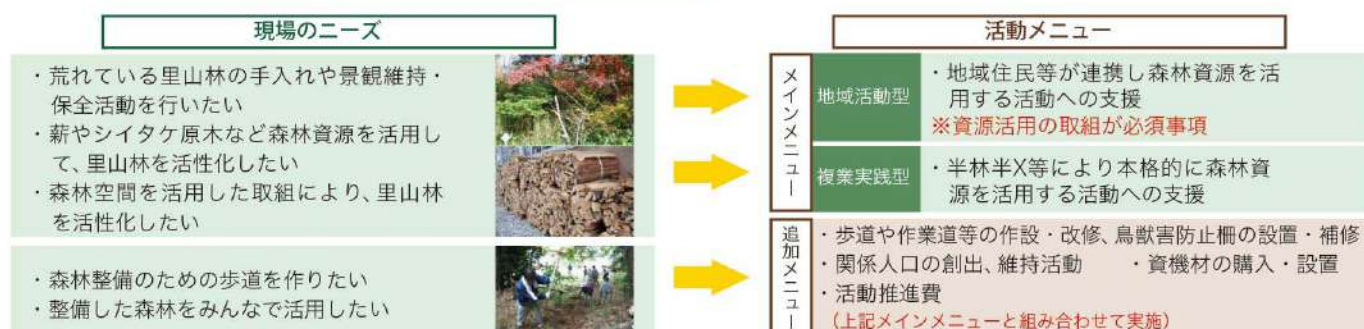
- ①中古品の資機材等は、適正価格や機械の状態が不明確なため交付金の対象外。
- ②購入した機材は、個人所有とならないよう機械保管庫等で適切に管理保管する。
- ③あずまや・休憩小屋・資機材保管庫を設置する場合、資材は資機材費として対象となるが、設置する際の人件費は交付金の対象外。
- ④設置を含めて購入する場合は、設置費を含めた額が資機材費として対象。

●活動推進費

これまで初年度のための交付でしたが、活動計画書の詳細検討およびそのための境界調査、林況調査、会議等を行うための追加メニューとして再整理され、年度ごとに最大3万8千円が交付されます。

【図2】 里山林活性化による多面的機能発揮対策とは

地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対する支援



【交付金等の交付の流れ】

交付金事務の流れが地域協議会に一本化されます。地域協議会は、都道府県・市町村・学識経験者・関係団体等で構成されており、国からの交付金は地域協議会を通して各活動組織へ交付されます。地域協議会は、各種講習や研修等を実施、モニタリング指導などで、活動を支援します。

平成29年度から、北海道や市町村から一部、活動組織への補助が始まっていますが、道や市町村からの補助も、地域協議会を通じて各活動組織へ交付されます。

【交付金と北海道・市町村による補助の仕組み】

国からの交付額（交付金）は、活動型ごとに定められた単価×事業量（面積、延長）を上限に交付されます。市町村からの補助は国からの交付額の6分の1を目安とし、北海道は市町村が支援を行う活動組織を対象に、国からの交付金の額の6分の1内を目安に補助を行います（図3参照）。市町村の補助は任意です。市町村の負担がない場合は北海道の補助もありません。国からの交付金のみが支給されます。

追加メニューの資機材の購入設置については、市町村、北海道からの補助はありません。

【図3】〈例〉地域活動型（森林資源活用）、森林面積1haとした場合



※交付単価は活動初年度の例になります。

※国の交付額は、1活動組織あたり、年度ごとに上限額が設定される予定です。（昨年度は上限500万）

※市町村の負担は任意です。市町村の負担がない場合は、活動組織には国からの交付金のみが支給されます。

※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は国の交付金のみです。

【交付金を受けるための要件等（図4参照）】

【図4】 交付金を受けるための要件等

次の要件を満たす活動組織を設立※1、活動計画を作成して北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申込みを行います。

活動組織の要件 ※要件を満たしている団体は新組織を設立せずに申請可能	
構成員	●地域住民、森林所有者等、地域外関係者等（3名以上）で構成 ●地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、または活動組織の1構成員になることも可能
活動区域	●地域住民による里山林の保全・利用を支援することが本事業の目的であるため、原則として活動組織は対象森林と同一都道府県にあること
規約・経理	●活動組織としての規約の作成 ●他の事業と区分した経理
対象森林	●森林経営計画が策定されていない森林（面積0.1ha以上） ●円滑に活動を行えるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者の間で協定を締結 協定書の 協定締結者の住所及び氏名 協定の期間 活動計画 記載事項 協定の目的 協定の対象森林 その他必要な事項
活動計画書	●次の内容を記載した計画書を作成（計画書の作成は交付金の対象外） ・活動組織名 ・3年間の活動計画 ・委託内容 ・活動組織の所在地 ・年度別の取組内容 ・その他必要な事項 ・取組の背景及び概要 ・計画書

※複業実践型の採択要件等

- ・法人格の保有
- ・年度内に1回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催又は受講
- ・一定以上の活動日数（構成員平均で70日以上）
- ・間伐材等の搬出量の目標設定

●活動組織

交付金による支援は地域住民、森林所有者、地域外関係者等の3名以上で構成する活動組織に対して行われます。活動組織は構成員・自己財源（会費、その他の収入）、活動区域・規約の整備などの要件を満たした上で、活動計画などの必要書類を整えて地域協議会へ申し込みを行う必要があります。既存の団体、地域の自治会、NPOなどが単独で実施、または活動組織の1構成員となることも可能です。

●活動区域

森林経営計画が策定されていない森林で、面積は0.1ヘクタール以上必要です。活動をトラブルなく円滑に行えるように、あらかじめ森林所有者（構成員所有含む）と3年以上の協定書を締結することとされています。

対象森林は、3年間の活動計画を作成する時点はもとより、毎年の活動を行う時点でも森林経営計画が策定されていない森林でなければなりません。森林が所在する市町村などで必ずご確認ください。計画策定の予定の有無についても森林所有者と十分に打ち合わせを行ってください。計画が策定された森林での活動で交付金を受けた場合は、返還が発生する可能性があります。

また過去に本交付金以外の国庫補助事業の支援を受けた森林について、二重補助の場合や、過去に実施された事業の効果を減ずる恐れがある場合は、交付金を受けることはできません。

補足

○登記上「畑」であっても、現状が森林の状態で、農業委員会の非農地証明書の写しがあれば実施可能。なお、5条森林となっていれば非農地証明は省略できる。

○森林所有者は、対象森林において、森林経営計画を策定しようとする場合又は事業完了年度の翌年度から起算し5年以内に立木の伐採や転用等を行おうとする場合は、交付金の返還が生じることがあるので活動組織と事前に協議すること。

●活動計画

必ず3年間の継続的な活動を実施することになっています。3年間分の活動内容などを記載した計画書を作成し、計画図などの必要書類を添付します。

●複業実践型の採択要件

法人格の保有、年度内に1回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催又は受講、一定以上の活動日数（構成員平均で年70日以上）、間伐材等の搬出量の目標設定が要件となります。

令和 7 年度の交付金制度について

その他の条件

- ①会費の徴収等により財政基盤が確保され、自立活動できる組織であること。
 - ②活動計画書に、活動の目標、活動の設定及びモニタリング調査方法及び活動の持続性の取り組みを必ず記載し、結果を報告のこと。
 - ③活動組織の会員が全員参加し、安全講習や森林施業技術研修等を必ず実施すること。
 - ④活動時に必要な安全装備(チャップス等)を備え、傷害保険に加入すること。又、林内に入林する際、必ずヘルメットを着用すること。
 - ⑤林野庁の定めた「安全のための規範」を踏まえ、安全作業に関する取組を実施し、同規範のチェックシートを提出すること。
- ※複業実践型は間伐率等の条件から針葉樹の人工林を想定している

【令和6年活動から
令和7年活動への移行について】

現在本交付金で事業を行なっている活動の移行について説明します。(令和7年度新たに申請される場合は、参考としてご認識ください)

昨年度と同一の場所で引き続き活動することを希望する場合は、現行の3年間の活動計画を引き継ぐことを基本とし

ます。継続申請に当たって、自分の活動がa~iのどれに当てはまるのかがポイントです。(図5・6参照)

地域活動型・複業実践型、いずれの場合も原則として最大3カ年の活動を交付対象とし、活動が終了した森林は交付金の対象外となります。

複業実践型について、要件を満たす場合は令和6年度までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行ったことがある森林かどうかにかかわらず、令和7年度から1年目として計画してください。

事業の詳細は今後国からの情報が明らかになり次第、地域協議会や林野庁のホームページに掲載されますので、ご確認をお願いいたします。

北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課
TEL/ 011-204-5516 内線28-822

【図5】 R6からR7への移行の考え方

森林・山村多面的機能発揮対策					里山林活性化による多面的機能発揮対策				
年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
a					地(森・竹)① 推	地(森・竹)② 推	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)	
b		里① 竹① 推	里② 竹②	里③ 竹③	地(森・竹)① 推	地(森・竹)② 推	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)	
c			里① 竹①	里② 竹②	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)			
d				推	地(森・竹)① 推	地(森・竹)② 推	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)	
e				里① 竹①	(原則として同一の場所は対象外)				
f				推	地(森・竹)① 推	地(森・竹)② 推	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)	
g	里③ 竹③	資①	資②	資③	(原則として同一の場所は対象外)				
h	里② 竹②	里③ 竹③	資①	資②	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)			
i	里① 竹① 推	里② 竹②	里③ 竹③	資①	地(森・竹)② 推	地(森・竹)③ 推	(原則として同一の場所は対象外)		

(凡例) 地域環境保全タイプ(里山林保全)=里、地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)=竹、森林資源利用タイプ=資、活動推進費=■または●の中に推(×付きは活動推進費交付不可)、地域活動型(森林資源活用・竹林資源活用)=地(森・竹)、丸数字は年数。

【図6】 R6からR7への移行の考え方

共通		現行の3年間の活動計画を引き継ぐことを基本とし、地域活動型、複業実践型のいずれの場合も、原則として、最大3か年度の活動を交付対象とし、3か年度の活動が終了した森林は、交付金の対象外とする。	
地域活動型	A	R6までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行っていない森林で活動を希望する場合（新規箇所）	R7を1年目として計画を作成する。資源活用の取組は、素材としての利用を原則としつつ、空間及び景観としての利用も可とする。交付単価は新単価を適用。活動推進費の交付可。
	C・E	R6までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による地域環境保全タイプの活動を行ったことがある森林で引き続き交付金による活動を希望する場合（継続箇所）	同一箇所を現行の活動計画のR6時点の年数を引き継いだ年数でR7の活動計画を作成できる。活動計画書を地域活動型（森林資源活用に変更）に変更する。この場合、現行の活動の継続性を重視し、資源活用の取組の要件は、素材としての利用を原則としつつ、空間及び景観としての利用も可とする。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価の2年目もしくは3年目を適用する。
	B・D・F		新制度への移行に伴い、同一の箇所を、R7を1年目として、R7の活動計画を作成できる。資源活用の取組は、素材としての利用を原則とする。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価を適用。
	H・I	R6までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による森林資源利用タイプの活動を行ったことがある森林で引き続き地域活動型の活動を希望する場合	同一箇所を現行の活動計画のR6時点の年数を引き継いだ年数でR7の活動計画を作成できる。活動計画書を地域活動型（森林資源活用に変更）に変更する。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価の2年目もしくは3年目を適用する。
	G	R6までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による森林資源利用タイプの活動を3か年度行ったことがある	森林資源利用タイプの支援内容は地域活動型に含まれることから、同一の箇所は、原則として地域活動型のR7の活動計画を作成できない。
複業実践型		要件を満たす場合は、R6までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行ったことがある森林が否かにかかわらず、R7は、1年目として計画する。	

#1

めぐる森活動組織

6年間の歩み

① 活動地域や対象森林の概要

私たちが活動している豊浦町は、海と山に囲まれた人口3500人ほどの町で胆振の最西端に位置します。「地域環境保全タイプ」と「森林資源利用タイプ」の交付金を得て6年にわたり森づくりをしてきました。

対象森林は、カラマツ林・トドマツ林・エゾマツ林・天然林などの約10haで、15年ほど放置されていました。ですので笹は伸び放題で作業に入るための道は無く、エゾマツ林は枝打ちされていないために地面にまで枝が付き、歩くこともままならない程でした。しかし反面、トドマツ林は恐らく20年は人が立ち入っていなかったはずなのに、下草が生えていなくとても歩きやすかったことを覚えています。密集していて太陽の光が入らなかったのだと思います。

② 取組の趣旨、目的、特徴等

グループを立ち上げた経緯としては、「植林した木が過密したまま成長しすぎて景観が良くないので、手を入れてほしい」「笹等による畑の浸食が起きている」との声が周辺住民から出てきたことが挙げられます。しかし森林所有者も多忙で、自ら森に入る時間が取れなく、また、技術や知識もないのが現状でした。そんなタイミングでこの交付金を活用できることになりました。林業経験者との繋がりができ

て、手つかずだった森は大きく変わっていき、自分たちでも手入れをする技術や知識を得ることができました。

グループのメンバーは農業や林業、自営業、主婦などが多く、子育て世代がほとんどですので、「子どもたちが森に入って過ごす時間が増えたら良い。」「生態系を学ぶ観察会やワークショップ等を行いたい」などの前向きな目標に向かって活動をしてきました。

③ 取組の内容

初年度は、ひたすら笹刈り。今まで笹に覆われていた場所に道ができて感動したことを覚えています。そして、ツル切りや枯損木・風倒木の処理も並行して行うことで、見違えるようにきれいになり、大木や大きな岩が現れ、また感動。手入れをすることの重要性を実感しました。その後は道造りや間伐、枝打ち、草刈り、薪作りなどを行ってきました。

また、馬搬のできるメンバーがおり、間伐した木を集材する際には馬たちの力を借りることもありました。とてつもなく重い木を何本か束ね、それを引っ張る力強い姿を見たときには、想像していた以上で衝撃を受けました。木々の間の細い場所や、急斜面、雪も何のその。そして休憩中にはその辺に生い茂っている笹をムシャムシャ食べる。利点が多く、馬搬の素晴らし



活動
組織

還る森活動組織
(豊浦町)

代表 扇 靖宏

さを目の当たりにすることができました。

④ 取組の成果、課題、 今後の展開方向

3年前からは、対象森林に山が入っている土地の利を生かし、プライベートの登山道を作り整備も行ってきました。地域住民と合目案内や生き物クイズ、ロープを設置したり石の除去やゴミ拾いなどをし、地域住民も巻き込んだ活動となりました。また、地域の小学校の放課後教室でも生き物探しやスノーシュー散策、メーブルシロツ

ブ採取なども行い、手入れをしている私たちにもやり甲斐が出てきました。

初年度の頃からは考えられないほど、森はきれいになり、興味を持った方々に利用していただけるようになりました。

しかし課題は、今後それらを維持していく資金です。笹刈り、草刈り、間伐……どの作業も広い範囲を維持していくことは大変です。今後は、出た材を利用したり、地域住民や子どもが森に親しめるようなワークショップなどを開催し、参加費収入によって、会の継続性を高めたいと考えています。



#2

壮瞥さとやま林業 半林半 X:= 貴方次第

私が壮瞥町に移住して参りましたのが1995年の4月でしたから、かれこれ30年になります。洞爺湖をかかえていますので観光業は屋台骨の一つです。またリンゴなどの大果樹や水稻栽培も出来ますし花豆など高級菜豆の産地ですので、農業もうひとつの屋台骨です。「農業と観光の町そうべつ」という謳い文句が通り名となっています。

私に移住した当時はバブル経済の頂点をようやく過ぎた頃でしたので、土地を探そうにも不動産関係者(地上げ屋)と見做されるのがせいぜいでした。もとより東京生まれの東京育ちで農村部に地縁血縁を持たない私にとって「新規就農」が近道と考えていましたので、八ヶ岳の農業大学校で

1年間の農業経験を積んだ上での全国行脚の末の壮瞥町でした。そして里山3.4haと農地3.3haなど都合8haの地所を農業委員会の紹介で入植しました。当初から動物と一緒に暮らしをしたいと思っていましたので、山羊や牛を飼って搾乳・チーズ作りをし、また小麦やライ麦を栽培してパン作りをしていました。地域の子供たちに勉強を教えるなど寺子屋のようなこともやってましたし、近隣農家の手伝いもしていましたから結構忙しかったです。

30年前に3866人いた壮瞥町でしたが、農家戸数が減少するにつれ人口は高齢化し、今は2313人(41%減)になっています。私の居住する弁景地区は山間の集落です。住民



の互助が基底にあるのが社会だとして、人口規模が乏しければその社会は十全な機能を保持するのが難しくなります。そうした中で私は2015年1月から便利業「壮瞥のよろず屋」を始めました。農作業もさることながら大工・塗装・左官・庭仕事・山仕事など職種を限定することなく求められるままに地域社会の需要を探ってみました。移住前の私はコンサルタント系の土木技術者でしたので物事を基礎から組み立ててゆくことや多角的なアプローチには慣れていたと思います。軸足を身軽にしてみると山仕事で担い手希望の若手人口が一定数いることに気付きました。多面的機能発揮対策制度の存在も知り、2018年に山仕事の基本的な講習を受けた後、2019年から自宅裏山の3.4haを対象山林として制度事業を始めました。入植当時に私が植林した箇所もありますが、大方が自然林の里山でイタヤ・クリ・カバ・セン・シナ・ニレ・モミジ・ナラ・ハウノキ・ドロノキなど広葉樹が主体ですが、アカマツ・アカエゾマツ・トドマツ・カラマツなど針葉樹も若干あります。2024年までの6年間の活動で「人の手が入った自然林」ということが道道2号線から一望出来るようになりました。私の処では製パンに薪を燃料としていますので以前から薪材を伐採してはいましたが、今ではウィンチ・ロープ・トラクター・バックホーなど山仕事に必要な機械や道具も揃いましたし、なにより一緒に作業する仲間の存在は有難いものです。彼らは自前の林業技術を駆使してそれぞれが個人事業者ですので、安全に効率よく薪作りが出来るようになりました。

昨今、関係人口を増やす国の施策「地域おこし協力隊」が壮瞥町にも複数名居住していますが、活動組織「壮瞥さとやま林業」が制度事業を始めて3年目あたりから「地

域おこし協力隊」とは別枠で、移住した後に定住してくれるような家族が現れるようになりました。近隣市町村の林業仲間が私の処を紹介してくれたり、ネットで問い合わせしてくれたりでコンタクトがあります。活動組織の作業に携わってくれたSさん(4人家族)は山仕事や狩猟を生業にしつつありますし、Oさん(3人家族)は地元の林家と交渉して新たな山林を施行するようになりました。Miさん(3人家族)は地元の果樹農家で働いています。Moさん(3人家族)は薪販売を経営主体に設定しつつ多角的アプローチで頑張っています。活動中に各種講習会を盛り込みましたし、それぞれをYouTubeにもアップしていますので「壮瞥さとやま林業」で検索してみてください。(薪割り講習会・丸太軸組工法建造物見学会・笹刈刃の研ぎ方…)こうした取り組みが功を奏したようです。

現状、北海道では人口が札幌近郊に一極集中しています。札幌市の人口は30年前に比べて13%増ですが、壮瞥町では同期間で41%減でした。経済規模が充分であればスペシャリスト(専門分野に特化したプロ)が求められます。過疎地域ではゼネラリスト(広範な分野を網羅する柔軟なプロ)の出番となります。新しいメニュー「複業実践型(半林半X)」のXとはある時期は農作業であったり大工や塗装・除排雪などであったり、山仕事は農閑期に作業を集中させることも出来ます。私は今後も、職種を多角的に網羅した便利業で需要を掘り起こしてゆき、地域経済の受皿を余裕あるものとし、定住した若者へのサポートはもとより壮瞥町の担い手となる若手人口の招聘に寄与したいです。

ゼネラリストとして在に生きるのは都会で職に特化した専門家として生きるより潰しが効くのです。しなやかな発想の貴方なら田舎暮らしも悪くないですよ。



活動
組織

壮瞥さとやま林業
(壮瞥町)

代表 笠井 一朗

令和6年度の主な活動報告

協議会では活動組織の活動が円滑に行われるように、様々な支援を行なっています。
令和6年度は、次のような支援活動を実施しました。

○モニタリング説明会

平成29年度から活動組織が交付金による活動の効果を自ら調査する「モニタリング調査」の実施が必要になりました。

令和6年度に、森林を調査する方法、目標の立て方、モニタリング結果報告書の書き方などについて、札幌では2回の説明会を開催し、苫小牧市ではフィールドでの調査実習を実施、延べ28名が受講しました。

開催月日	場所	内容	参加人数
6月24・25日	札幌市	モニタリングの方法 活動の留意点	14名(6活動組織)
7月3日	苫小牧市	モニタリングの方法 活動の留意点 モニタリング調査の実習	14名(6活動組織)



モニタリング説明会



モニタリング調査実習



モニタリング調査実習

○技能・安全研修(刈払機・チェーンソー)

活動組織のみなさんに安全に作業をしていただくため、活動組織のフィールドを使った刈払機、チェーンソーの安全技能研修を実施しています。指導は、林業労働災害防止協会の講師と当協議会の専任講師が担当し、保育の基礎知識、機械の構造と安全操作、振動障害予防などの学習、刈払いや伐倒・玉切りの実習を行なっています。令和6年度は、札幌市と愛別町の2市町村で開催、31名が受講し、修了者に「森林ボランティア技能・安全研修修了証」を交付しました。

開催月日	場所	フィールド	内容	参加人数
9月5日	札幌市	(特非)ネイチャープログラムデザイン	刈払機	12名(4活動組織)
9月16日	愛別町	「協和の森」林ゆう会	チェーンソー	4名(3活動組織)
9月23日	札幌市	森ボラ協議会	チェーンソー	9名(3活動組織)
10月3日	札幌市	(特非)ネイチャープログラムデザイン	チェーンソー	6名(2活動組織)



刈払機の実習



チェーンソー説明

○「関係人口創出マッチング推進会議」

協議会では、地域外関係者の参加を得て効果的に事業を進める体制づくりのために、オンライン及び会場参加方式で「森づくりを続けるために太くて長い人間関係をどうつくる」をテーマに、道内外の組織体の事例発表とマッチングに向けた意見交換会を開催しました。(12月11日、55名)

動画 <https://youtu.be/yCynSMOkL9Q>

○現地指導

協議会では、活動組織のフィールドを訪問し、対象森林の状況や活動の内容の確認と書類整備状況や要望に応じてモニタリング調査などの指導を行なっています。

令和6年度は、8活動組織のフィールドで、現地確認・指導を行いました。



立木の伐倒

北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会の概要

役割

地域協議会は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金について、活動組織から提出された申請書等を審査し、適当と認められるものを取りまとめ、林野庁長官に申請します。また、活動組織と北海道や各市町村長との連絡調整を行うとともに、活動組織の活動状況を確認し、交付金の交付を行います。

地域協議会は次のような会員で構成されており、活動組織の計画の審査や採択を議決するほか、事業の広報、研修会の開催などを行なっています。

会員・事務局

○ 会員

会 長	庄司 康	北海道大学大学院農学研究院教授
副会長	森 哲子	クオリアット代表
監 事	石栗 太郎	北海道森林組合連合会総務指導部指導課長
会 員	宮本 尚	合同会社モリノコ商会代表社員
	佐々木 聖	北海道町村会政務部主事
	片山 勝敏	北海道市長会事務局参事（～R7.1.31）
	京野 尚	北海道市長会事務局参事（R7.2.1～）
	佐野 弥栄子	北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課長
事務局長	大澤 英二	公益財団法人北海道森と緑の会事務局長
オブザーバー	尾分 達也	北海道大学大学院農学研究院助教
	木村 雅代	林野庁北海道森林管理局森林整備部技術普及課課長補佐
	山田 浩二	北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課主幹
	井内 聖	北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課主査（木育推進）
	佐藤 奈都子	北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課主事

○ 事務局

綾部 勉	公益財団法人北海道森と緑の会専務理事
菅崎 治宏	公益財団法人北海道森と緑の会広報普及部長
中島 清美	公益財団法人北海道森と緑の会総務経理課長
山本 孝司	公益社団法人北海道森と緑の会事務局次長
椿谷 信雄	公益社団法人北海道森と緑の会事業課長



北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1番地 林業会館3階 公益社団法人北海道森と緑の会内
TEL：011-261-9022 FAX：011-261-9032
MAIL：morimidori@h-green.or.jp URL：https://shinrin-sanson.h-green.or.jp

活動組織一覧（令和6年度）

■ 地域環境保全 ■ 森林資源利用 ■ 関係人口創出等

採択番号	振興局	団体所在地	団体名	組織概要	活動の内容
4-石-01	石狩	札幌市	森ボラ協議会	■	市街地に隣接する広葉樹二次林(市有林)において不用木等の除間伐と植樹による整備保全を行い、これら森林を近隣学校の児童生徒に対する森林教室の開催等に活用する。
4-石-02	石狩	札幌市	常盤山小屋の森	■	長年放置されたカラマツ林において、つる切・除伐・風倒木処理を行い、地域住民が気軽に足を運べる森づくりを目指す。
4-石-03	石狩	札幌市	特定非営利活動法人 ネイチャープログラムデザイン	■	貴重な里山風景が残る地区で、手入れが入らず放置されている里山林において、笹刈・風倒木処理・不用木の密度調整を行い、安全で自然に親しめる森づくりを目指す。
4-石-04	石狩	石狩市	厚田里山再生の会	■	厚田町の天然林で、笹刈りや雑草木の刈払い、集積管理(支障木処理・玉切り等)を実施し、里山の景観を良くするとともに、資源の新生産を図り地域活性化に寄与する。
4-渡-01	渡島	七飯町	大沼流山森づくりネットワーク	■	長年手入れされていない山林において、枯損・風倒木・傾斜木などの危険木の処理・修繕整備を行い、伐採木の資源は馬糞集材により、薪・ぼた木等の利用を図る。
4-後-01	後志	余市町	余市の山の資源を活用する会	■	林分の植生を守りながら、低密度間伐を行い、笹・雑草木の刈払い、枝打ちの保育管理を実施する。伐採木等は、搬出により薪・キノコ原木等への活用を行う。
4-後-02	後志	蘭越町	ねん林's	■	対象林は、シラカバ林及び広葉樹林で、笹が繁茂し整備が進められていないため、笹刈りやつり切り・除伐を進め、作業道の整備、間伐の実施と搬出材の利用を図り森林整備を進める。
4-後-04	後志	小樽市	ワオーの森を守る会	■	高齢化により整備が難しくなった山林において、会員による雑草木の刈払い、枯損・風倒木処理、除間伐を行い、出材された資源は薪への利用を行う。遊歩道の整備等を進め地域内外の住民に愛される里山を目指す。
4-後-05	後志	倶知安町	クラブフォレストージ	■	地元集落が共同で使用する伏流水が湧く水源林で、笹の繁茂、風倒木等が発生していることから、笹の刈払い、枯損・風倒木除去や、資源のチップ化により遊歩道への敷設を行い、湧水の森の保全を進める。
4-空-01	空知	三笠市	もりのきぶん活動組織	■	「みわの森」と名付けた森で、混み合った林分の間伐を実施し、間伐材は作業道等を利用し搬出の上、薪材・クラフト材として利用し保全に努める。
4-空-02	空知	岩見沢市	岩見沢美流渡森林保全の会	■	長らく放置された森において、歩道を出るだけ多く整備し、歩道周辺より笹刈や枝打ち・蔓切り等の除間伐を進め、安全に親しめる自然豊かな森づくりを目指す。
4-空-03	空知	雨竜町	イナエツプ森の会	■	長らく放置された森において、天然更新を促進するための笹刈、つる切除伐、風倒木・枯損木処理を進め、環境保全に努める。作業道を敷設し伐採木の搬出を行う。
4-上-01	上川	旭川市	上蝦夷自伐ソサエティ	■	牧草地や高速道路に隣接し、アクセス道が無く手入れが進んでいない森林に、作業道の設置、笹刈りによる林床改善を進めることや、危険木・支障木の除去を実施し、木材は、薪やキノコ原木として地域住民などに利用を進める。
4-留-01	留萌	比布町	苔林	■	長年手入れが行われず放置された山林で、笹刈りや作業道整備、除間伐等を行って森林整備を進めてきた。今後は、樹種・樹齢を把握する林分調査を行い、伐期に近い立木及び不用木等の間伐を行い整備を進める。搬出資源については、薪・シイタケ原木など適材として活用する。
4-胆-01	胆振	苫前町	ウヨロ森づくりの会	■	地区のカラマツ林や広葉樹林の間伐・除伐及び枝打ちを進め混み合った林分の緩和を図る。笹刈りによりカラマツ・広葉樹の稚樹の発生を促す活動を行う。
4-胆-02	胆振	白老町	FORESTA 活動組織	■	未利用林において、環境の景観に配慮しながら、雑草木の刈払い、路網整備、枯損木や倒木の処理、適度な除間伐を行う。資源は集積し有効に活用することを検討する。

採択番号	振興局	団体所在地	団体名	組織概要	活動の内容
4-胆-03	胆振	白老町	萩の里自然公園管理運営協議会 森づくりの会	■	市街地に隣接し津波時の一時避難場所の指定森林で、雑草木の下刈り、枯損木の除去、広葉樹の間伐などの森づくり活動を行い、地域の里山として整備保全を図る。
4-胆-04	胆振	苫小牧市	苫東・和みの森運営協議会	■	苫東・和みの森において、枯損木の除去、間伐、枝打ち、集積・搬出を進め、幼児・保護者、車いすユーザーなど多様な主体が森の手入れに関わることができる、活動フィールドの森林整備を図る。
4-胆-05	胆振	豊浦町	カムイの谷活動組織	■	混み合った天然林・人工林の間伐、笹の刈払い、風倒木除去、つる切、枝払いなどの森林整備を行い、資源は出材し薪づくり、キノコの樽木づくりなどの材として有効利用する。森林整備技術を持った人材育成、関係人口の創設を持続的に進め、地域の活性化に寄与する。
4-胆-06	胆振	豊浦町	環る森活動組織	■	環る森において会員による、笹の刈払い、つる切等による景観維持、作業・遊歩道の整備、枝打ち、間伐、植林、薪の運搬、山菜の採取等を実施し、継続的な森の整備を行い、地域住民と子供達に森に楽しめる場として利用する。
4-胆-07	胆振	豊浦町	豊浦の森を創る会	■	長年放置された森林において、雑草木の刈払い、倒木等の除去、林内道路の確保を進め、間伐体験等を実施し、森の整備を進める。
4-胆-08	胆振	伊達市	ウタラ活動組織	■	身近な里山林において、林相・植生に合わせた、笹刈、風倒木の整理伐及び植栽地の下刈などの保育管理を実施し、搬出された伐採木は薪づくりに利用し、森林が身近で大切な生活の一部に取り組みされて行くことを目標とする。
4-胆-09	胆振	壮瞥町	壮瞥さとやま林業	■	天然林で、風倒木が多く景観を損ねていることから、不要木・風倒木を整理することにより、景観を改善する里山の整備を行う。搬出された資源は、薪、ホダ木などに利用し継続的な里山の整備を進める。
4-日-01	日高	えりも町	桜岡紅葉樹の会	■	地区の天然林において、除間伐、作業道の整備を実施し、搬出された伐採木はシタケ原木、薪等に加工・販売して森林整備を進める。
5-石-1	石狩	札幌市	山森人の会活動組織	■	藤野地区にある荒廃した里山を、地域住民等により、風倒・枯損木の除去・集積作業を実施し、安全で景観の良い里山づくりを行う。出材材は薪・椎茸等の原木利用を進める。
5-石-2	石狩	当別町	四季彩の杜をつくる会活動組織	■ ■	酪農用地として造成され放置されてきた土地にイタヤカエデなど色合いのある広葉樹木植栽地の保育管理と引き続き植栽と薪づくりを実施するとともに、雑草木の刈払い等により色合いのある森をつくる。
5-後-1	後志	真狩村	真狩森の会	■	川崎地区にある、集落で守り続けている森が過疎化・高齢化により荒廃が進んでいる広葉樹林分において、地域・近隣住民の協力により、刈払い、除間伐、集積を実施し、広葉樹の森の整備を行う。
5-空-1	空知	北竜町	ほくりゅう里山クラブ	■	広葉樹林・人工林の更新等を図るため、笹刈・風倒・枯損木の除去等と弱度間伐を行う。出材材は薪・丸太・木工品として利用し、持続的な里山林づくりを行う。
5-空-2	空知	沼田町	沼田どってこどってこ	■ ■	近年、手入れが行われていない森で、作業道敷設、笹刈り、風倒・枯損木除去と除伐の実施、また、適度の間伐の実施により明るい林内環境を作り成長の促進と搬出材は薪等の利用を行い、森林管理を行う。
5-上-1	上川	当麻町	シュプロス	■ ■	手入れ不足による密生林において、風雪害より風倒木等が発生していることから、風倒・危険木の除去や刈払い・密生林の間伐と作業道作設利用により集積・搬出を行い薪などへの利用加工を行う。
5-上-2	上川	旭川市	東鷹栖の森活動組織	■	長期間放置された広葉樹林において、遊歩道の整備、雑草木や笹の刈払い、枯損木、風倒木の伐採・集積と薪への利用を行い、多様な植生、樹木からなる広葉樹林整備を行う。
5-胆-1	胆振	白老町	しらおい村づくりクラブ 「里山の会」	■	未整備林で放置されている山林で、地域住民と協力し、下刈、つり切り、ホダ木や薪炭材の生産、搬出のための路網整備・補修を実施する。

■ 地域環境保全 ■ 森林資源利用 ■ 関係人口創出等

採択番号	振興局	団体所在地	団体名	組織概要	活動の内容
5-胆-2	胆振	白老町	社台ホースコミュニティ	■	広葉樹を主とした森で、危険木の撤去・鳥獣防護柵補修、作業道の改修、風倒木の除去材の搬出によりボダキ・薪の生産を行う。
5-胆-3	胆振	伊達市	地域活性化団体「シンタ」	■	地域の森林整備をするため、笹刈り、風倒木処理、搬出を行い、林業体験の薪割り、炭焼き体験、メイプルシロップ作りなどのふれ合い体験が出来る森づくりを行う。
5-胆-4	胆振	壮瞥町	山 LABO	■	高齢化で山を手入れする方も減っている状況の中、移住者により構成された会員とともに、倒木の処理、雑草木の刈払い、作業道の整備を通じ、地域の山を安全できれいな山へ整備を進める。
5-宗-2	宗谷	利尻町	利尻木育会	■	過去の山火事により消失した里山に、笹・草木の刈払い集積・除去後に植樹・播種を行い、植栽木等の維持・管理の草刈を実施し、沿岸漁業へ貢献する里山の森林づくりを行う。
5-十-1	十勝	池田町	富山山林環境保全の会	■	炭焼き撤退後の荒廃した広葉樹林において、作業道の整備と雑草木の刈払い、除伐・間伐作業の実施と出材木の供給を行い循環的な利用を基本に、豊かな山づくりを進める。
5-十-2	十勝	足寄町	100年の森づくりの会	■	天然更新された放置広葉樹二次林において、風倒木処理・つる切除伐、作業道の整備を進め、自然豊かな森林づくりを目指す。
6-渡-1	渡島	函館市	南茅部里山保全の会活動組織	■ ■	近年、手入れが行われていない森で、除間伐、ツル切、枯損木処理、作業道敷設を実施、豊かな海を育む健全な森づくりを目指す。また、搬出された資源は薪や樽木原木として活用する。
6-渡-2	渡島	函館市	Seeds & Soil 活動組織	■	手つかずのまま放置された森林で、間伐や風倒木・枯損木の除伐、ツル切、作業道の敷設、また、下草刈により若木の成長を促し環境保全型の林業手法で整備を進める。
6-後-1	後志	真狩村	川崎森の会	■	過疎化・高齢化により荒廃が進んでいる広葉樹林分において、地域・近隣住民の協力により、刈払い、除間伐、集積を実施し、広葉樹の森の整備を行う。
6-後-2	後志	仁木町	にきこり活動組織	■	整備が遅れているカラマツ林で、作業道の整備、笹刈、風倒木の除去を実施し、また、搬出された資源を薪、樽木などに利用し、豊かな海に繋がる森林整備を進める。
6-後-3	後志	蘭越町	硫酸山の森を育てる会	■	不毛の特殊土地の森林再生と里山的な身近な森林利活用を復活させるため、雑草木や笹の刈払い、除間伐等を実施、また、搬出された資源は薪などに活用し持続的な森林保全活動を進める。
6-後-4	後志	島牧村	島牧里山の会	■	村内の人口減少と高齢化により荒廃した森林を、森林所有者と地域住民により下草刈り、間伐等の実施に加え、作業道の敷設により木質資源の搬出を行い、薪や木製品として活用し地域の活性化を図る。
6-後-5	後志	積丹町	積丹グリーン	■	里山の機能が失われている天然林において、作業道の整備と笹刈・枯損・風倒木の処理を行い里山機能の再生に取り組んできたが、引き続き笹刈や間伐などの保全活動を進めるとともに出材木は薪や炭、キノコ原木として無駄なく活用する。
6-後-6	後志	ニセコ町	くらしともし活動組織	■	十分に手入れされなかった森林管理等を進めるため、トドマツ林への作業道敷設と枯損木除去、蔓切、間伐を実施するとともに搬出された資源は薪として有効活用する。また、森林環境教育の場として利用する。
6-空-1	空知	深川市	知恵の林	■	長く手入れがされず放置されていた森林で、人と森が関わる里山を再興するため、作業道の敷設、危険木除去、蔓切、笹刈を行い、林内の光環境や林床を改変し天然更新が盛んな持続可能な森林づくりを進める。
6-空-2	空知	北竜町	永の森活動組織	■	森林を「環境林」と考え、天然更新を促し林床の稚樹を守るため、笹刈、下草刈り等を行いながら、間伐や倒木の整理伐により生産された木材を薪や丸太材として有効活用する。

採択番号	振興局	団体所在地	団体名	組織概要	活動の内容
6-上-1	上川	旭川市	ペーパンフォレストサービス活動組織	■	過疎・高齢化が深刻な地区の放置された森林を活用し、移住者の定住化につながる雇用を創出することを目指して、笹刈、風倒木、枯損木等の伐採、集材路の敷設など環境の整備を進め、搬出された資源で薪や炭の生産体制を整備する。
6-上-2	上川	愛別町	アウルの森	■	放置広葉樹林において、雑草木刈払い、枯損木除去等による環境整備を進めてきたが、引き続き整備を図るとともに搬出された資源を薪や遊歩道敷設用チップなどとして活用し、多くの人に森の体験ができるフィールドを目指す。
6-上-3	上川	美深町	とっちの森を守る会	■	長期にわたり整備が行われず荒廃した森林で、雑草木の刈払い、除伐、間伐を実施し、森林景観の向上や土砂流出防備を図る。また、森林整備を通じて関係人口の増加に努め、町の活性化に貢献する。
6-上-4	上川	士別市	KIRIMORI 活動組織	■	長期間手入れがされず荒廃した森林で雑草木の刈払いや危険木の除去、作業路の敷設などを行い、環境林としての機能を発揮できるよう整備を進める。また、発生した未利用資源は薪や堆肥原料等として有効利用する。
6-上-5	上川	和寒町	特定非営利活動法人もりいく団	■	長期間放置され荒廃した森林で、豊かな生態を育む森を目指し、林床の植生回復を促す雑草木刈払い、風倒木、危険木の除去、作業道の敷設を実施。健全な森林を育て地域環境の向上と地域内外住民の森林に関わる意識の向上を図る。
6-上-6	上川	愛別町	「協和の森」林ゆう会	■	地域の過疎化が進む中、手入れがされず荒廃した森林で笹や雑草木の刈払い、蔓切、枯損木等の整理伐、作業道の整備などを実施し、森林資源の継続的な利用と地域の活性化にも貢献できる森づくりを進める。
6-上-7	上川	美深町	美深・美林の会	■ ■	古木が多い地域の森林を里山林として再生するため、風倒木、枯損木の除去、集積処理、間伐、雑草木の刈払いを進め、豊かな山林づくりを行う。また、発生した資源は薪や木炭等に利用するほか農業と連携した特産物づくりを検討する。
6-胆-2	胆振	伊達市	Izumi の森活動組織	■	高樹齢となる一方、手入れが行き届かず枯損木や風倒木などの危険木が発生した森林で、危険木の除去、蔓切、草刈り、作業道の整備を行い、山菜や広葉樹が芽吹き健全な森林を育てる。
6-胆-3	胆振	豊浦町	ベリーファームとようら里山部活動組織	■ ■	高齢化に伴い未整備の森林で下草刈り、風倒木・危険木処理、間伐、作業道の整備などを行うとともに、発生した資源は薪や桐木などとして有効利用し、山・水を含めた環境保全に努める。
6-胆-4	胆振	厚真町	カルマイの森	■	薪炭材生産皆伐跡の未整備二次林において、地域で利用する桐木や薪材の供給のため、間伐、集積、作業道敷設、搬出を行い、生産を通して地域の活性化に寄与する。
6-胆-5	胆振	厚真町	幅田九郎兵衛の森活動組織	■	放置された天然性林で、風倒木、枯損木の処理、笹刈や倒木処理による道の確保を行い、混みあい暗くなった木々の間伐、蔓切、馬の林間放牧で下草を食べさせ残存木の生育を促し、人が入りやすい明るい森づくりを目指す。
6-十-1	十勝	池田町	minotake forest works	■	放置されていた天然性林で地域環境保全タイプにより樹木の生育環境や施業環境は整い始めており、間伐を積極的に行うことで景観向上と樹木の生育環境のの向上を目指す。また、作業道を広域に敷設することで森林資源の活用が実行できる山林を目指す。
6-根-1	根室	標津町	標津の森を守る会	■ ■	ポー川史跡自然公園内の未整備森林で、枯損木・倒木処理、下草刈り、ミズナラ実生苗の養生などを実施し環境整備を行うとともに、出材資源を薪材として町民へ提供して利用する。整備後は自然体験学習等を実施し交流人口の拡大、地域の活性化を進める。
6-根-2	根室	標津町	森の会 - 茶志骨活動組織	■	茶志骨地区にある通称トトロ道・トトロの森を中心とした広葉樹林、アカエゾ松林、トド松林雑草木の刈払い、枯損木の除去、集積処理を実施。イタヤカエデ等を育て、イタヤカエデの樹液からメイプルシロップをつくる。

里山林活性化をめざす 新たな活動へ



森林・山村多面的機能発揮対策交付金 令和 6 年度 報告書

発行日 令和 7 年 3 月

発行者 北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 5 丁目 1 番地 林業会館 3 階 公益社団法人北海道森と緑の会内

TEL : 011-261-9022 FAX : 011-261-9032 MAIL : morimidori@h-green.or.jp

<https://shinrin-sanson.h-green.or.jp>

制作 合同会社モリノコ商会